

人事労務レポート

今回のテーマ

3月施行 労働契約法への対応

< 労働契約の成立・変更 >

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5
金子ビル401
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

「労働契約法」が平成20年3月1日より施行されます。増加する個別労働紛争を解決するために、労働条件の最低基準をまとめた労働基準法とは別に、労働契約についての基本ルールをわかりやすくまとめたのが、この労働契約法です。今回と次回の2回にわたり、来月より施行される労働契約法を取り上げ、その内容と実務対応についてまとめていきたいと思います。

1. 労働契約法の構成

- 第1章 総則(第1条～第5条)
- 第2章 労働契約の成立及び変更(第6条～第13条)
- 第3章 労働契約の継続及び終了(第14条～第16条)
- 第4章 期間の定めのある労働契約(第17条)
- 第5章 雑則(第18条・第19条)

労働契約関係の成立、終了、変更の要件等、労働契約に関する基本的なルールを、裁判で確立した考え方をベースとして19条にまとめたコンパクトな法律となっています。今後、試用期間、退職、解雇の金銭解決といった事項が検討のうえ追加されていくことが予想されます。

以下、ポイントとなる条文を取り上げていきます。

2. 第1章 総則

第2条(定義)

この法律において「労働者」とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう。

請負や委任という形式をとっていても、実態として使用者の指揮・命令のもとに働き、賃金を受けていれば、この「労働者」に該当し、労働契約法の対象となります。

第4条(労働契約の内容の理解の促進)

2 労働者及び使用者は、労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)について、できる限り書面により確認するものとする。

労働契約の内容について労働者が十分に理解しないまま働き始めてしまい、後になって労働条件について労使双方でもめるケースが多々あります。「年収 百万円を保証するって言ったじゃないか。」などと言った言わないの争いを避けるためにも入社時にきちんと雇用契約書を結び、労働条件について双方確認することが大切です。

また、契約社員等の期間の定めのある労働者に対しても契約更新のつど、忘れずに雇用契約書を結びなおしてください。その際、雇用契約書には契約期間満了後の更新の有無、更新の判断基準を必ず明記します。なお、1年を超えて継続勤務している労働者の契約を更新しない場合は、契約期間満了の30日以上前に雇い止めの予告が必要と

なりますので、ご注意ください。

第5条(労働者の安全への配慮)

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

宿直勤務中の従業員が強盗に殺害された事例で、防犯設備等の不備が安全配慮義務に反しているとして、使用者の損害賠償責任を認めた判例もあります(川義事件、最高裁昭和59年4月10日)。

3. 第2章 労働契約の成立及び変更

第7条(労働契約の成立)

使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。

第9条(就業規則による労働契約の内容の変更)

使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りではない。

就業規則変更による労働条件の不利益変更(諸手当の削減等)については原則として労働者の合意が必要です。しかし、その変更内容が合理的で、かつ変更後の就業規則を労働者に周知させている場合は、労働者の合意がなくても、例外的に不利益変更が可能となります。

【合理性の判断基準】

不利益の程度、変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合・従業員代表等との交渉の状況
労働契約法の成立により、労働契約の決定における就業規則の重要性が明らかにされたと思います。ひな形をそのまま、ではなく、一つ一つの条文を丁寧に作り、定期的なメンテナンスを行うことが重要であると考えます。

今月の主な労務・税務の手続き

・所得税確定申告(2月18日～3月17日まで)

コラム

「感情労働」という言葉があるそうですね。自分の気持ちを押し殺し、相手に合わせた言葉や態度で対応する仕事のこと、肉体労働、頭脳労働と並ぶ第三の労働形態とも言われ、サービス業を中心に日本でも働く人の3人に1人は多かれ少なかれ感情労働に携わっているそうです(2/23日経新聞朝刊)。
そういえば社会保険事務所の電話対応も随分と変わりました。「はい、社会保険」と電話に出ていた頃がなつかしく感じます。